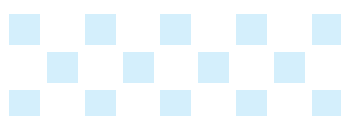


計画推進のために

- 1 市民参画のまちづくり
- 2 男女共同参画社会
- 3 行財政の計画的な運営
- 4 自治体間の連携の拡大



市民参画の まちづくり

市民として主体的に市政に参画したい
市の政策情報を多く知りたい

市民主体のまちづくり

第5次敦賀市総合計画（第2期基本計画、平成13年度策定）では、新しい視点として「市民・企業と行政が創造的パートナーシップを結ぶ」ことが提起されました。

その重要性は現在、むしろ高まっていると言えます。今後、パートナーシップの枠を超えること、すなわち「わたしたちの地域は自ら創造する」という地域の自主性を尊重した「地域主体のまちづくり」を進めることが重要となっています。行政はこれを支援することになります。

地域と行政の役割分担と協力関係は保ちつつ、自らが地域を創造していく姿勢が求められています。

本市は平成18年度より、「地域じまんづくり事業」に取り組んでいます。これは、地域が抱えている問題を自らが捉え、計画的に解決していくために、市が支援する制度です。

また土地利用調整条例や景観条例は、市民が主体的にまちづくりに参加するための制度として、平成18年度に施行されました。

「地域じまんづくり」や土地利用調整条例・景観条例を契機に、市民参画をさらに進め、市民が自ら協働して課題解決に取り組む「市民主体のまちづくり」をさらに推進する必要があります。

説明責任（アカウンタビリティ）と市民の責務

地方分権の進展に伴い、地方自治体は自ら適切な政策を企画・立案できる範囲が広がりました。同時に地方自治体は、自らその決定及び執行について責任を負う必要があります。

責任ある分権社会を真に実現していくためには市民の参画が必要であり、市民には施策の立案、実施、評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわることが求められます。そのためには、市民が市政や地域の状況について十分把握していることが不可欠であり、公正で透明性の高い行政運営を推進するとともに、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）が求められます。

今後、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、市政に関する情報をわかりやすく提供するために、広報・広聴事業を充実する必要があります。

数字で見る敦賀市の将来像

| 名 称 | 内 容 | 現在数値 | 目標数値 | 単位 |
|--------------|---------------------|------|------|----|
| 電子会議室の年間開催件数 | 市民参画を得る場の充実状況を表します。 | 6 | 10 | 件 |

(1) 市民参画の推進

- ・市が実施する各種審議会やイベント運営などへの市民参画を拡充します。
- ・パブリックコメントやアンケート調査を積極的に実施し、政策の計画・実施・評価の各段階で市民が参加し議論する機会を拡充します。
- ・情報ネットワークを活用し、電子会議室の開催など、市民同士のコミュニケーションを含めた市政への参画を推進します。
- ・地域じまんづくり事業を実施し、地域が主体的に課題を考え、まちづくりを推進する活動に対して、支援します。
- ・土地利用調整条例や景観条例の施行により、市民と事業者が一体となって、まちづくりを進める体制を構築します。
- ・公民館や公園など公共施設の維持管理について市民に委嘱する範囲を広げるなど、地域の視点に立った施設の管理を推進します。
- ・行政と地域を結ぶ区長事務についてのマニュアルを作成し、行政と地域との連携・協力関係を強化します。

(2) 民間活力の導入と育成

- ・NPOやボランティア活動など、市民活動団体の公益的活動を支援し、行政と市民の協働体制を確立します。
- ・指定管理者制度や市場化テスト、PFI事業の推進など、行政サービスの提供における多様な民間活力の導入の手法を積極的に推進します。

(3) 広報・広聴事業の充実

- ・広報つるが、CATV（行政チャンネル、議会チャンネル）、ホームページ等を活用し、広報モニターによる助言を受けながら、広報活動の充実を図ります。
- ・ICT革命（Information and Communication Technology、情報通信革命）の技術を積極的に利活用し、ストリーミング放送（動画配信）やホームページの再整備など、「いつでも、どこでも」取得できる情報を充実します。
- ・市長への提案メールやアクセス21（市民提案箱）等により、広聴事業を充実します。



市長への提案メール

男女共同 参画社会

人権尊重の社会を目指したい

男女共同参画の基本的な考え方

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参画することです。

そして、政治的、経済的、社会的および文化的な利益を均等に受け、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

本市のめざす男女共同参画社会は、「つるが男女共同参画プラン」の基本理念である『人権の尊重』です。人権が尊重される社会においては、男女の違いに関わりなく対等で、個人が主体性をもち、自立していることが男女共同参画社会の姿と考えます。

そこで、このプランを推進していくために、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野で市民と行政が一体となり、全てにおいて男女共同参画の視点で取り組む必要があります。

つるが男女共同参画プランの 基本目標

男女の人権尊重の意識づくり
あらゆる分野における男女共同
参画の促進
雇用機会の拡充と働きやすい
就労条件の整備向上
生涯にわたる心身の健康と福祉の充実
国際交流と協力

(1) 男女共同参画意識の高揚

- ・男女の人権や個性を尊重する意識づくりを推進します。
- ・学校・家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する多様な啓発活動を実施します。
- ・性別による差別的取扱などの相談窓口の対応を充実し、関係機関と連携して適切な処理に努めます。
- ・男女共同参画に係る実態調査やアンケート調査・研究などを定期的の実施し、成果や課題の把握を行います。

(2) 男女共同参画センターの積極的な活用

- ・男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画プランに基づいた諸施策を推進するとともに、関係団体・各部局との連携を図ります。

(3) 女性登用機会の拡大推進

- ・審議会や委員会等への女性の登用を促進します。
- ・民間企業・団体等において女性の登用が拡大するよう指導・支援します。

数字で見る敦賀市の将来像

| 名 称 | 内 容 | 現在数値 | 目標数値 | 単位 |
|----------------------|------------------------|------|------|----|
| 各種審議会、委員会等における女性の登用率 | 市政への参画に係る男女共同の状況を表します。 | 20.3 | 30.0 | % |

行財政の 計画的な運営

充実した行政サービスを 効率的に提供してほしい

行政改革の基本的な考え方

行政サービスの多様化・高度化が求められている中、限られた財源を有効に活用するため、効率化が求められています。

行政改革の目的は、市民が行政改革の主役であることを前提に、行政が市民ニーズに的確に対応し、市民生活をより豊かにすることです。

そこで、以下の基本方針の下、平成17年度から21年度を集中改革期間と位置づけ、「第4次行政改革大綱」を策定しました。

第4次行政改革大綱 基本方針

効率的かつ自律した行政主体の確立

- 1 経営感覚をもった効率的行政主体の確立
- 2 住民との連携、協働活動の推進

効率的な経営組織の確立

- 1 組織の効率的運営
- 2 定員管理、給与の適正化等の推進
- 3 人材育成の推進と適正な能力評価の実現

自主性・自律性の高い財政運営の確保

- 1 効率的財政運営の確保
- 2 公共工事の効率的執行
- 3 公的施設の整備抑制

ICTを活用した「まちづくり」の推進

- 1 電子自治体の構築に向けた積極的展開
- 2 「u-Japan」構想への積極的取組み

公正で透明な市政の推進

- 1 公正の確保と透明性の向上

(1) 行政運営の効率化・適正化

- ・行政評価システムなどによる政策情報の提供を積極的に行うなど、市民が行財政の状況を確認しながら主体的に参加や協働ができる体制を構築します。
- ・住民情報総合オンラインシステムを活用し、システムの総合ネットワーク化や高度利用の促進を図ります。
- ・情報セキュリティ対策を充実し、個人情報保護を図りながら、適切な行政運営を進めます。

(2) 健全な財政運営

- ・新たな財源確保のための研究を進めます。
- ・入札システム、補助金の見直しや公共工事の効率的配分、前納報奨金の廃止などを実施します。
- ・下水道料金など使用料の見直しにより、受益者負担の適正化を図り、健全な歳入構造を構築します。

(3) 職員の能力開発

- ・既存の職員研修を見直し、内部研修制度や選択制研修など、新たな研修体系を構築します。
- ・人事考課制度や昇任試験の実施などにより、職員の能力を高め、成果に応じた昇給管理、人材登用を進めます。

数字で見る敦賀市の将来像

真に必要な事業を効果的・効率的に実施しながら行財政の運営を図ります。数値目標は、設定しません。

自治体間の 連携の拡大

広域的なまちづくりをしてほしい
嶺南の中核都市として周辺地域と
連携してほしい

広域行政の拡大と合併・道州制

嶺南広域行政組合では嶺南地域全体の広域行政を推進しています。JR 直流化の支援や小浜線利用促進、その他イベントや情報発信など、嶺南地域が広域的に連携して効果を発揮する施策を実施しています。

嶺南地域は将来の道州制の導入も視野に入れながら、2010（平成22）年に嶺南一市を目指すことを申し合わせました。これを受け、平成16年、「嶺南8市町村合併研究会報告書」をとりまとめ、合併に伴う各種シミュレーションや課題等について多方面の検討を加えました。

また平成17年には地方制度調査会により道州制のパターン（案）が示されました。福井県は関西州あるいは北陸州に属する案となっています。今後、さらに慎重な議論を積み重ねる必要があります。

このように、広域行政の推進は、周辺市町との連携に止まらず、市町村合併や道州制など、「国のかたち」を変える議論に発展しています。

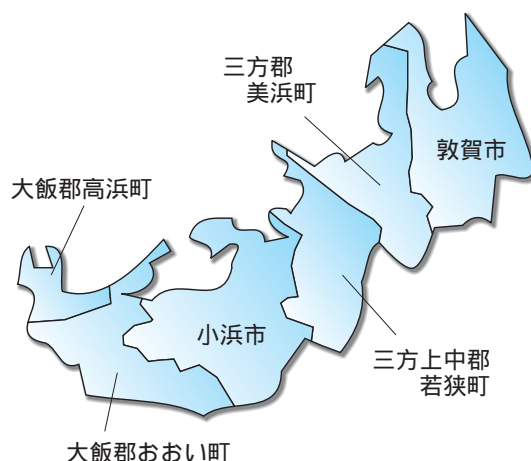
今後、国内及び県内の動向を注意深く踏まえ、市民の意思を最大限に尊重し、多様な意見を調整しながら慎重に議論を進めていくことが必要です。

（1）周辺市町との機能分担と連携強化

・嶺南広域行政組合の活動や福滋県境交流促進協議会の活動などを通じて、嶺南地域の市町及び滋賀県北部の市町との機能分担及び連携強化を図ります。

（2）嶺南広域行政組合との連携強化

- ・広域市町圏計画に基づき、嶺南地域の均衡ある発展を推進します。
- ・嶺南地域鉄道の整備促進及び利用促進等を図り、嶺南地域における交通網の利便性向上に努めます。



数字で見る敦賀市の将来像

市町村合併や道州制など、具体的議論が進む段階で数値を設定します。